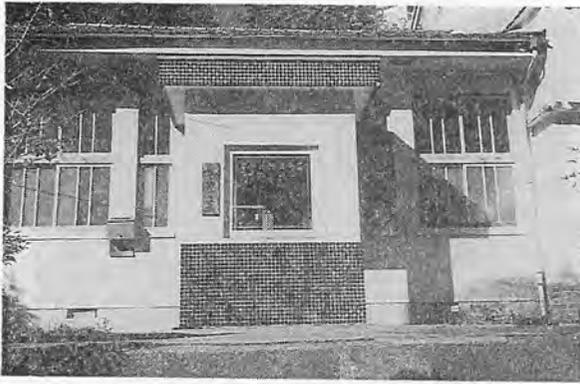


# 第七章 各種公共機關

## 一 高知地方事務局豊永出張所

明治二十年二月一日、登記法が実施されて現在の大豊町管内の登記事務は、川口登記所（当時の長岡郡川口村の戸長役場）において開始した（それ以前の公証事務は各戸長役場で行われていた）。そして同二十二年（一八八八）十



大田口にあった旧高知地方事務局豊永出張所

一月十五日、長岡郡東本山村（大杉村）川口五百七十六番地に、高知治安裁判所川口出張所が設置され、川口登記所の管内はすべてこれに属した。同二十三年十一月一日、高知区裁判所川口出張所と改称した。

当時の同出張所の管轄区域は天坪村・大杉村・西豊永村・東豊永村及び現在の高知地方事務局本山出張所管内全域にわたり広範囲であった。

明治二十六年（一八九三）十一月二十日、高知地方区裁判所豊永出張所を長岡郡東豊永村下ノ土居字中屋敷三百三十三番地に新設し、その所管区域を東西両豊永村として川口出張所より分離独立した。

当時の豊永出張所の庁舎の規模は、敷地二百六坪、庁舎の事務室は木造瓦葺き、床面積二十坪、倉庫は木造土葺造り瓦葺き二階建て、一階、二階各三坪、所有者は橘花文で期限は無期限、借料は無料等々となっている。

東西豊永村の区域を分割された後の川口出張所は、明治三十七年に東本山村（大杉村）杉字川下四十二番地（現・県米倉庫山側付近）に移転し、

その後大正二年まで大杉出張所として存続し、更に本山町に移転した。

明治二十八年十月十五日、豊永出張所の庁舎は長岡郡東豊永村下ノ土居宇宮の北三百四十五番地（現在の秋山歯科本宅付近）に建築移転した。

庁舎の規模は従前のものと大差ないが、敷地面積は七十一坪となり附属建物や浴室が増設されている。土地の所有者は山本貞猪で無期限・無賃料の貸借契約であった。また、庁舎や附属建物は、下ノ土居吉田秀光らが中心となって新築し、無償で提供したものであった、と記録されている。

このようにして、旧東西両豊永村の登記事務は大正二年まで約十八年間この地で取り扱われた。

大正二年九月二十一日、高知区裁判所杉出張所が本山町に移転するのに伴い、杉出張所の所管地域であった東本山村（大杉村）を豊永出張所の管轄とした。このため地域の利不便に因り庁舎移転の議が起こり、豊永出張所は東豊永村下ノ土居から西豊永村寺内四百七十四番地の仮庁舎に移転をした。

この仮庁舎の場所は西豊永村寺内字西浦で薬師堂より更に上った所であった。この場所で約一年余り登記事務を行った。その後大正三年十月三十日に西豊永村寺内（大田口）六百六十五番地（現在地）に新庁舎を建築（寺内の医家河野家の家を建て替えたものという）して移転した。この庁舎の敷地百七十七坪、建築総工費二千六百円との記録がある。

そして昭和二十二年司法省令第四十四号により、高知司法事務局豊永出張所と改称、更に同二十四年法律第三百三十号法務府設置法の改正により、高知地方法務局豊永出張所と改称して現在に至っている。

昭和二十五年に土地台帳法の一部を改正する法律が施行され、従来高知税務署が所管していた土地台帳・家屋台帳等に関する事務が法務局に移管されたときに、庁舎改築の要に迫られ事務室を改築し、更に倉庫・住宅の大幅改造が

行われて現在に至っている。

なお、この改築などに当たっては東西両豊永村・大杉村の三か村の連合をもって工費三十万円を投じて近代的な現事務所に改築し、十五万円をもって倉庫の大修理を行い更に五万円を使って住宅の改造をした。その後若干の改良を加えて今日に至っている。

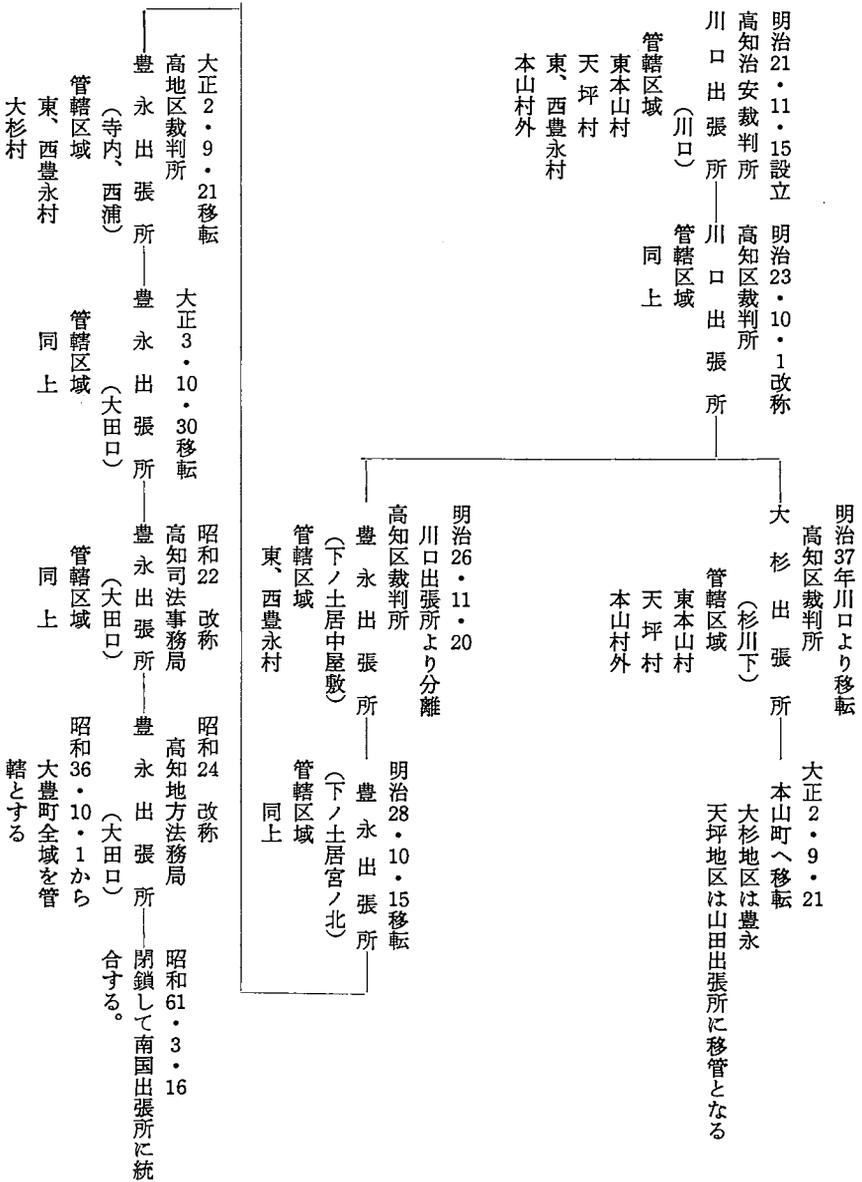
大豊町内でも天坪地区の北川・角茂谷・久寿軒・戸手野・馬瀬の各地区は、それまで高知地方務局山田出張所の管轄であったが、昭和三十年四月七日商業・法人登記事務について同豊永出張所に移管された。続いて昭和三十六年十月一日同地区に関するすべての登記事務も豊永出張所に移された。

明治二十一年川口に高知治安裁判所川口出張所として開設以来数次にわたって場所と機構が変遷したとはいえ、一世紀の間、地域住民の権利と財産を守ってきた「登記所」も、社会情勢の変化と政府の方針によって、昭和六十一年三月十六日閉鎖、南国出張所に統合された。

豊永出張所歴代所長氏名（初～35は代数）

- |          |         |          |          |         |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|
| 初代 久保輔寿  | 2 野々村正形 | 3 村上義隣   | 4 橋花文    | 5 百々求馬  | 6 西本駒寿  | 7 赤堀安太郎  | 8 山中平    |
| 9 横田慎太郎  | 10 千屋長男 | 11 北岡伝   | 12 嶋内優   | 13 入江雅純 | 14 岩城正英 | 15 西村広義  | 16 有光亀次  |
| 17 近森正之  | 18 山崎悼司 | 19 野老山沿秀 | 20 安部寿定  | 21 細木英雄 | 22 大坪定雄 | 23 川村伊豆男 | 24 大坪芳太郎 |
| 25 大石秀信  | 26 中平武雄 | 27 石水重美  | 28 高橋朋市郎 | 29 杉村晃  | 30 元吉朝海 | 31 宮本幾男  | 32 高島田博  |
| 33 長谷川三郎 | 34 正木潤  | 35 中山義文  |          |         |         |          |          |

高知地方方法務局豊永出張所の変遷図



## 一一 農林省高知作物報告事務所大杉出張所

(一) 設置

昭和二十二年十二月九日

(二) 所在地

長岡郡大杉村高須タルノ本五百六十一番の一（大杉駅前）

(三) 所長名

佐々木義美（大豊町寺内出身）

(四) 規模

職員数 十二人

(五) 管轄

東豊永村・西豊永村・大杉村・天坪村・本山町・吉野村

(六) 業務内容

耕地面積の調査及び米麦を主体とした、作付面積の調査と収穫量の調査等を目的とする。

(七) 沿革

昭和二十五年四月二十八日

農林省高知統計調査事務所大杉出張所となった。

昭和三十九年六月一日

統合出張所設置のため香美郡土佐山田町に吸収移転した。

業務内容も新たに果樹園芸作物調査・畜産調査・林業調査・水産業調査、主要農畜産物の生産費調査、農家経済調査等が加わった。

昭和四十六年四月一日

中国四国農政局高知統計情報事務所となった。

(ハ) 歴代所長名

- 初代 佐々木義美
- 第二代 高村 守路
- 第三代 末延 勝
- 第四代 澤田 美晴
- 第五代 武内 努

三 大豊蚕業指導所

大豊における蚕糸関係の県出先機関の歴史は古い。現在の蚕業指導所と関連の深い機関に、蚕業取締所の支所が大田口にあった。

開設の年月日は不詳だが、大正五年七月に嶺北の蚕種製造業者六人が、蚕種母蛾<sup>ぼが</sup>検査出張所を、豊永地方に設置す

るよう土岐知事に嘆願しているので、大正五年から遠くない時期に設置されたと思われる。

昭和二年地元有志、蚕種製造家により、蚕業取締所大田口支所が新築され、十二月十七日落成式が挙行された。

昭和十二年二月二十七日、大田口支所は廃止となり、同年三月一日から香美郡の山田支所の管轄となった。

昭和二十三年七月、蚕糸局長通達「蚕業技術指導所設置並に運営要領」に基づいて、同年十月、現在の大田口消防会館に土佐郡・長岡郡を所管区域として、土佐長岡蚕業技術指導所が創設された。

昭和二十四年十月、高知市・吾川郡・土佐郡・長岡郡を所管区域として、高知市永国寺町に、高知蚕業技術指導所と改称、移転した。

昭和二十五年一月、現在の大豊町・本山町・土佐郡の土佐町・大川村・本川村を所管区域として、元の大田口、寺内消防会館で再発足した。名称も嶺北蚕業技術指導所となった。また、廃止になっていた蚕業取締所大田口支所も再び併設された。

蚕業技術指導所設置の条件は、繭生産額五千貫の郡に一か所、十万貫以上の郡に二か所の基準であった。

昭和二十四年現在の大豊町旧四か村の合併は、戸数七百五十四戸、産繭額一万七千八十貫であり、現在の大豊町だけで十分に指導所設置の基準を満たして余りがあるので、二十五年一月、わずか廃止三か月で再開したものである。

昭和二十八年四月、石川旅館の西に一階を稚蚕共同飼育所、二階を事務室と会議室に充て新築移転した。同三十二年四月、嶺北蚕業技術指導所と蚕業取締所を統合して、大豊蚕業指導所と改称した。更に昭和三十八年六月、舟戸に合同庁舎が新築され、蚕業指導所、農業改良普及所、林業指導出張所の県の出先機関三者がこれに移り現在に至っている。

昭和三十九年九月、蚕業改良普及事業推進要項に基づき、普及組織の整備強化によって蚕業改良普及員は、普及業

務に専念することになったため、これまで指導員の兼務していた取締所の業務は、県主管課に移った。

蚕業指導所の業務は、農林次官通達に、「蚕業技術普及事業の目的は、我が国蚕糸業の振興をはかり、農家の経営を安定させるために、蚕業に関する研究の成果を末端養蚕者に<sup>しんち</sup>滲透せしむるにある。」とあり、蚕業試験場でできあがった技術を普及することであった。

歴代所長

- |     |          |
|-----|----------|
| 初代  | 鳥井忠志     |
| 二代  | 宮地軍兵     |
| 三代  | 北村弘龜(永淵) |
| 四代  | 植山 茂     |
| 五代  | 都築弘身(中屋) |
| 六代  | 黒岩 新     |
| 七代  | 木戸伝蔵     |
| 八代  | 中沢憲一     |
| 九代  | 片岡二郎     |
| 十代  | 森 干城     |
| 十一代 | 岩原利夫     |
| 十二代 | 岸田 惇     |

#### 四 農業改良普及所

戦後の農政に関する新しい事業の一つに、農業改良普及事業がある。

昔の農業政策は農民の意思には関係なく決定されていたし、また農民は指導者に盲従して言いなりになっていた。民主主義の世の中になった現代でもその傾向が全くなくなったわけではない。

島国である日本の小規模農業では将来を的確に見通し適切な農業政策を樹立することは極めて困難である。特に耕作地の極端に狭い農地で食糧の自給に重点を置いて政策をたて、その方針で技術の開発と指導をしてきた。昭和四十年ころから米の供給が需要を追い越すようになると、今まで主食の増産を唯一の使命として、技術指導に取り組んでいた政策を大きく転換して減反政策を余儀なくされてきた。

今までその時代と政策に応じた生産技術を模索研究して、最も適した技術指導をしてきたのが農業改良普及所である。

昭和二十三年に制定された農業改良助長法に、「農業生産の増大及び農民生活の改善のために、適切な知識を得、公共の福祉を増進する」と書かれてあるように、農業改良普及事業は、農業生産ばかりでなく、農



蚕業指導所・農業改良普及所・林業指導出張所合同庁舎（船戸）

家の生活改善にまで事業を及ぼそうとするものである。こうした目的で農業改良普及所が設立された。

#### 嶺北農業改良普及所大豊支所の沿革

昭和二十三年嶺東地区農業技術滲透指導農場として旧西豊永村役場（西土居）内に設置された。

昭和二十四年五月、天坪村・大杉村・西豊永村・東豊永村の吉野川（穴内川）流域四か村を対象として、当初事務所を大杉村役場内に開設し嶺東地区農業相談所とした。

最初の職員として岡林嘉彦技師が着任し、続いて七月に堀内唯龜初代主任が着任した。

昭和二十四年五月三十一日、事務所を旧西豊永村船戸に移転した。

昭和二十六年十月新事務所完成。

事務所は当初から新築の必要に迫られていたが、地域各村の負担と県費補助により完成した。

経費負担の内訳は次のとおり

天坪村	四四、〇〇〇円
大杉村	五五、〇〇〇円
西豊永村	三五六、〇〇〇円（用地買収費を含む）
東豊永村	五五、〇〇〇円
県費補助	一〇〇、〇〇〇円
計	六一〇、〇〇〇円

昭和二十六年七月建築に着手し、同年十月十八日に完成した。

昭和二十六年七月農業委員会法の改正に伴い従来の各地区農業改良委員会を解散し、嶺東地区農業改良協議会が

発足して事業の引き継ぎをした。

初代の地区農業改良協議会委員は、各村農業委員会委員の互選により、北窪篤光、小笠原清浩、坂本深喜、安田勘次、秋山隆伝、今井牛勇喜、三谷盛清、渡辺長重の八人により結成され会長に北窪篤光が選任された。

昭和三十年三月大豊村発足に伴い協議会委員を従来の八人制から四人制とし改選の結果、北窪篤光、小笠原清浩、杉本義秀、門田盛一郎が選任された。

昭和三十三年十月一日、大豊農業改良普及所と改称した。

昭和三十七年六月五日、大豊農業指導所と改称し、産業課と畜産課の二課制となる。

昭和四十四年高知県条令第10号に基づき嶺北農業改良普及所大豊支所となる。

現在支所長以下八人で業務を推進している。

嶺北農業改良普及所歴代所長		職名	備考	就任年月日	氏名	職名	備考
昭和二八年	小松貞紀	嶺東地区農業相談所所長		昭和四六年	和田幸雄	嶺北農業改良普及所大豊支所支所長	
"三一"	横山透	"		"四九"	平野益信	"	
"三四"	横山透	大豊農業改良普及所所長		"五一"	足達道弘	"	
"三五"	谷内雅俊	"		"五四"	横田貞男	"	
"三七"	立花資民	"		"五七"	浜田茂穂	"	
"三八"	梅原秋芳	"	所長代理	"五九"	小笠原一猪	"	
"四三"	門屋清三郎	"		"六一"	秋山勇	"	
"四四"	門屋清三郎	嶺北農業改良普及所大豊支所支所長					

## 五 大豊林業指導出張所

昭和二十五年四月「林業に関する試験研究を強力に促進し、その成果の急速な普及を図って我が国の林業の振興に貢献する」ことを目的として「林業技術研究普及助長要綱」が制定された。これに伴って高知県でも専門技術普及員及び地区技術普及員を設置した。

その後昭和三十一年・同三十七年等数次の改訂を経て、同五十年から林業指導員出張所制度が発足し今日に至っている。

大豊町においては昭和二十六年四月に、東西豊永村を所管として西豊永村役場内に、大杉・天坪村を管区として大杉村役場内に、それぞれ駐在所を設け指導員が一人あて配置され活動を始めた。同年十月に現在の庁舎が船戸に新築されて蚕業指導所、農業改良普及所とともに移転した。

現在は高知県中央林業事務所大豊林業指導出張所として、所長ほか一人で業務を推進している。

それ以前、戦時中からあった木炭・木材の検査員制度による駐在員も同居していたが、その目的は、林業指導所とは別個のものであった。しかし、昭和三十二年を最盛期とした木炭の生産量も年をおって減少するようになり、木炭検査制度が廃止されると検査員は普及員に転進した者も少なくなかった。

普及員制度発足当時は戦後の復興で膨大な木材資源を必

就任年月日		氏名	職	名	備考
昭和五〇年		三保木胤甫			
"	五五	関田 照義	所		
"	五六	北村 彪		長	
"	五八	岩崎 博喜			

中央林業事務所大豊林業指導員出張所歴代所長

要とし、加えて外国貿易も再開されておらず、各種の資材が不足していたので、普及活動も資源増産に主力が注がれ、その主要なものとして人工造林が推進された。

しかし、その後社会構造及び建築様式の変化や代替え品の台頭、更に外材輸入の自由化などによって需給の均衡が崩れ、本県林業界、殊に山村農家の林業に寄せる期待感は大きくないのが現状である。これらの苦境にありながら指導所では優良造林の育成や林間利用、複合経営、後継者の育成指導などの難題と取り組んでいる。

## 六 高知県山間農業試験場

### (一) 沿革

- 1 昭和三十年八月、高知県農業試験場山間分場として長岡郡大豊町中村大王に設立された。
- 2 農業試験場朝倉分場で実施していた茶に関する試験研究を昭和三十三年から本場に移管を始め、昭和三十六年度に完了した。
- 3 昭和四十一年四月、農林業試験研究機関の機構改革により、高知県山間農業試験場として発足した。農業試験場清水紅茶試験地を当場紅茶試験地として移管した。
- 4 昭和四十二年四月、清水紅茶試験地を（現）野市町西野の園芸試験場に移管した。
- 5 昭和四十八年四月、茶に関する試験研究を仁淀村森の高知県茶業センターへ移管した。
- 6 昭和五十三年三月、本館の老朽化と試験研究の充実強化のため新しく鉄筋コンクリート造り二階建て（三百三十六平方メートル）に改築した。



山間農業試験場

(二) 規模

1 職員構成

場長	一人
総務係	二人
傾斜地利用科	五人
山地特産科	七人
合計	一五人

2 土地の利用状況

落葉果樹	七五・一 <sup>㍉</sup>
常緑果樹	三七・八
茶	二四・〇
野菜及び花	八八・一
花木	一九・〇
計	二四四・〇
山地、草地、畦畔、建物敷地、道路等	
計	二〇五・九 <sup>㍉</sup>
合計	四四九・九 <sup>㍉</sup>

(三) 業務事業の概要

本県は県土の八〇%余りが山地であり、その中の農用地は四国山地の山間・中山間地帯に分布しているが複雑な地形のうえ傾斜畑や棚田が主体であり、しかも集団地が少なく道路の整備も遅れている。そのため機械利用に限界があり併せて土壌流失による地力低下など生産環境が劣悪で、平坦地帯の農業に比し格段に生産性が低い現状である。

したがって、山間地帯の農業の生産性向上を図るには、土地基盤の整備、経営規模の拡大、土地利用の高度化、機械化・省力化の推進、適作物の選択、優秀な経営者の確保などが基本的事項となるが、当面の対策とし

ては適用できる限りの制度事業を導入し基盤の整備などを積極的に進めるとともに、土地利用の高度化、地域的な作物の導入などに重点をおき、これらの技術体系の確立を図るとともに地域集団ごとに小集団産地の育成を図る必要がある。

このような背景のうえに立つて当試験場では、普通作物のみならず野菜・花・花木・果樹・特用作物など幅広い有利な作物の導入と栽培技術の確立に努めるとともに、これらの素材試験を組み立てた実証試験を実施することにより、安定生産と主産地形成に役立ち、しかも山村農業センターとしての役割を果たすべく努力がされている。

現在各科で取り組んでいる試験研究の主なものを項目別に列記しておく。

#### 1、傾斜地利用科

- イ ユズの優良系統比較に関する研究
- ロ ユズの生産安定技術確立に関する研究
- ハ 中山間地帯向き落葉果樹の栽培実証に関する研究（カキ・ウメ・イチヨウ等）
- ニ タラノキの栽培法及び系統選抜に関する研究
- ホ 未利用植物の栽培に関する研究

#### 2 山地特産科

- イ 四国地域傾斜地帯への野菜の導入定着技術の確立（トマト・シントウガラシ等）
- ロ 高位地域農業複合化推進に関する研究
- ハ 山地向き野菜の栽培技術改善に関する研究（ミョウガ・ワサビ・ゼンマイ等）
- ニ 花、花木の栽培技術改善に関する研究（スターチス・オミナエシ）
- ホ 麦類特性（赤カビ病）検定試験

～ 水田利用再編成対策

歴代場長

初代	牛窓 晴一	昭和 三〇、 三六、 三八、 三一 より まで
二代	尾崎 亨	三六、 四一、 四三、 三一 より まで
三代	牛窓 晴一	四一、 四四、 四三、 三一 より まで
四代	野島日出紀	四四、 四七、 四三、 三一 より まで
五代	橋詰 泰作	四七、 五二、 四三、 三一 より まで
六代	近森 秀夫	五二、 五五、 四三、 三一 より まで
七代	上野 善和	五五、 五九、 四三、 三一 より まで
八代	安岡 研	五九、 六〇、 四三、 三一 より まで
九代	岩川 孝	六〇、 四、 一 より

## 七 高知営林局南小川治山事業所

南小川は、吉野川に合流する断層河川で、その水源地带は古くから地滑り<sup>スレ</sup>地带として一部専門家には知られてい  
た。

末延 正	同	五十四年八月
西岡泰之	同	五十二年四月
山口安己	同	四十八年四月
多田英敏	同	四十六年六月
森 康男	同	四十二年四月
荃田松男	同	三十九年四月



高知営林局南小川治山事業所

昭和二十九年、十二号台風災害時に多発した地滑りすべによって、山地防災への関心が高まり、昭和三十年年度、南小川流域全体の治水計画調査が実施された。

同三十三年南小川治山事業所を西峰地区に設置し、本格的な治山工事に着手した。

久生野より上流の南小川と、その支流沖野々川の流域を対象に工事を進めていたが、同四十七年七月の集中豪雨を契機として、岩原川上流赤根川流域にも大規模な地滑りすべが発生し、県及び大豊町の要請を受けこの地域も含めて工事を実施することになり現在に至っている。

歴代事業所主任

氏 名	就任年月
高橋 智	昭和三十三年四月
牧村成夫	同 三十六年五月

氏名 就任年月

西内敏也 同 五十七年五月

楠瀬康雄 同 六十二年四月

## 八 本山土木事務所

昭和四年

県議会において県道本山ノ杉線改修の議案が提案され、高須トンネル工事を含む改修議案が可決された。

翌五年早々にトンネル工事に着手するため大篠土木出張所は杉川下三番イの一（現渡辺商店）に仮事務所を置き  
工事監督者を常駐させた。

また同七年末鉄道の大杉駅開通に歩調を合わせるため、県道東祖谷山ノ大杉停車場線の終点大杉大橋を架設する  
ことになった。大篠土木出張所は工事事務所の人員を拡充し陣容を強化するため、昭和六年四月に大篠土木出張所  
杉監区として高須二百八十七番地の二（現高知相互銀行）に建物を新築して移転した。

昭和八年

高須トンネルの工事は同七年三月に、大杉駅前の大杉大橋は同年九月に竣工落成したので、以後は大篠土木出張  
所大杉詰所となった。

人員は減少されたが国道及び県道補修のため、修路工夫に一定の距離を担当させこれが監督等に当たった。

昭和二十七年六月

大篠土木出張所大杉詰所・同田井詰所及び伊野土木出張所本川詰所の三詰所を統合して本山町本山に本山土木出

張所として発足した。

昭和三十五年八月

長岡郡本山町本山四百六十五番地の五に新庁舎が落成した。

昭和四十年四月

本山土木出張所が本山土木事務所と改称された。

昭和四十二年

主任以下五人で本山土木事務所大豊詰所が発足した。

昭和四十七年四月

機構改革に伴い本山土木事務所大豊出張所が廃止され、土木事務所に統合されるとともに、道路維持広域補修班が発足した。

昭和五十五年七月

本山土木事務所は同年七月一日より本山町九百四十六番地の六の現位置に新庁舎（通称合同庁舎）を新築して業務を開始した。

本山土木事務所の出先機関として広域補修班詰所が大豊町東土居に置かれている。